

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

26 December 2023

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 89

「グローバルグループ再編 ガイド」発行のお知らせ

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻繁にグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方は、メールにてご連絡ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 89となる本号では、令和6年度（2024年度）税制改正大綱等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：令和6年度（2024年度）税制改正大綱

2. アジア

中国：外国関連訴訟における新規則

タイ：データ越境移転に関する新法草案

3. ESG / Sustainability

米国：不当差別請求に関する一定の使用者保護条項を含む免責合意の強制執行を否定するニューヨーク州法改正

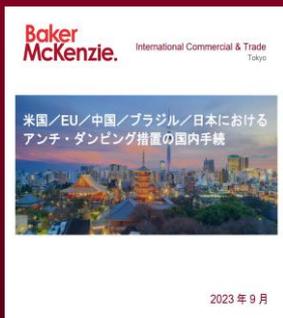
EU：森林破壊防止のための新たなデューデリジェンス規則

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイドのお知らせ

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本レポート（無料）をご希望の方は、メールにてご連絡ください。



1. 日本

日本

令和6年度（2024年度）税制改正大綱

2023年12月14日、与党から令和6年度（2024年度）税制改正大綱（以下、「税制改正大綱」）が公表され、2023年12月22日に閣議決定された。税制改正大綱に盛り込まれた改正項目のうち、多国籍企業等に影響が大きいと考えられる項目について解説する。

国際税務関連

1. 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の見直し（いわゆる「第2の柱」関連の改正）¹

OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」（2021年10月）が主導するデジタル課税に関する第1の柱及び第2の柱のうち、世界に先駆けて我が国において先行して法制化が進んでいる「第2の柱」に関して、2023年度の税制改正に続く改正が進められる。第2の柱のうち法制化が既に済んでいる所得合算ルール（以下、「IIR」、2024年4月1日施行の法人税法第82条以下）については、OECDから追加で発出されたガイダンスの内容や、国際的な議論の内容を踏まえた制度の明確化等の観点から、主に以下の見直しが行われる。

- ① 構成会社等がその所在地国において一定の要件を満たす自国内最低課税額に係る税を課すこととされている場合には、その所在地国に係るグループ国際最低課税額を零とする適用免除基準を設ける（いわゆる QDMTT セーフハーバー）。
- ② 無国籍構成会社等が自国内最低課税額に係る税を課されている場合には、グループ国際最低課税額の計算において当該額を控除する。
- ③ 個別計算所得等の金額から除外される一定の所有持分の時価評価損益等について、特定多国籍企業グループ等に係る国又は地域単位の選択により、個別計算所得等の金額に含める。
- ④ 導管会社等に対する所有持分を有することにより適用を受けることができる税額控除の額（一定の要件を満たすものに限る）について、特定多国籍企業グループ等に係る国又は地域単位の選択により、調整後対象租税額に加算する。
- ⑤ 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度について、特定多国籍企業グループ等報告事項等を、提供義務者の区分に応じて必要な事項等に見直す。
- ⑥ 以下に掲げる外国における税について、外国税額控除の対象から除外する。又、自国内最低課税額に係る税について、外国税額控除の対象とする。

イ 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税

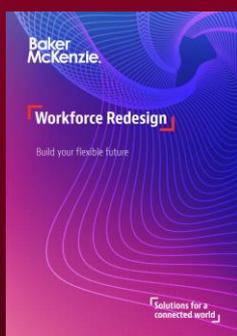
ロ 外国を所在地国とする特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に対して課される税（グループ国際最低課税額に相当する金額のうち各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税の課税標準とされる金額以外の金額を基礎として計算される金額を課税標準とするものに限る）又はこれに相当する税

¹ 税制改正大綱 P.15、P.104 以下参照

「Workforce Redesign」ガイド のお知らせ

あらゆる市場やセクターが景気変動の影響を受け、企業は対応に奔走しています。パンデミックは、事業回復力を構築する上で重要な役割があった反面、人材争奪戦やより柔軟な労働力の導入等といった不確実な状況も生み出しました。本ガイドでは、ペーカーマッケンジーの4人の専門家が現在の経済情勢を分析し、企業における労働力の再設計について遂行すべき取組について見解を示しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



尚、これらの改正時期は税制改正大綱においては明示されていないが、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の適用は、2024年4月1日以降に開始する対象会計年度からとされており、それに対応する形で織り込まれることとなると考えられる。諸外国においてIIRの導入が遅れている実態はあるものの、日本においては導入されることは確実となっており、企業においても、改正後の税法に沿った形での対応を速やかに検討する必要がある。

尚、昨年度の税制改正大綱では、軽課税所得ルール（Under Taxed Profits Rule（UTPR））、国内ミニマム課税（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax（QDMTT））については「令和6年度（2024年度）税制改正以降の法制化を検討する」とされていたが、本年度の税制改正大綱では、「令和7年度（2025年度）税制改正以降の法制化を検討する」とされており、少なくとも1年は導入が後ろ倒しになることが見込まれる。

自国内最低課税額に係る税について外国税額控除の対象とする改正は、国際的な二重課税を排除する外国税額控除の趣旨に鑑みれば、自国内最低課税額の対象となる所得が外国子会社合算税制又は国外事業所帰属所得として本邦法人税の対象となる場合に限定されると考えられる。IIRの国別実効税率の計算上、外国子会社合算税制や国外事業所帰属所得に対する本邦法人税は考慮されるのに対し、OECDが公表しているAdministrative Guidelineによれば、自国内最低課税額（QDMTT）の計算においてはこれらの最終親会社等の租税は考慮されないため、改正案のとおり自国内最低税額が外国税額控除の対象となれば、全世界ベース（IIRに基づく課税）では既に最低税率以上で課税されている所得に対して、現地での自国内最低税額が課されることに対する企業の負担増という問題は解消される。もっとも、例えばある国（X国）全体で最低税率（15%）に満たない実効税率となっていて、外国子会社合算税制上の経済活動基準を満たす子会社A（現地の実効税率0%）と会社単位の合算課税の対象となる子会社B（現地の実効税率17%）が存在する場合において、X国における自国内最低課税額が子会社Aにのみ割り振られる場合には、我が国で外国税額控除の対象となるX国の自国内最低課税額は零となり、外国子会社合算税制も含めるとX国の実効税率が15%を超過する弊害は解消されない可能性もありうる。

2. 外国子会社合算税制の見直し²

外国子会社合算税制（租税特別措置法第66条の6以下）については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされており、「第2の柱」の導入以降も、少なくとも制度趣旨上外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置として存続する。この点、CFC税制を第2の柱の内容に沿うように改正する方向で法制が進んでいる国とは方針を異にする。他方、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和5年度（2023年度）税制改正に引き続き、外国子会社合算税制に関する事務負担軽減策の導入が検討されている。すなわち、内国法人におけるペーパー・カンパニー特例に係る収入割合要件（租税特別措置法第66条の6第2項第2号イ（3）、租税特別措置法施行令第39条の14の3第6項1号、同第8項第6号イ）について、外国関係会社の事業年度に係る収入等がない場合には、その事業年度における収入割合要件の判定が不要になる。居住者における外国子会社合算税制の適用についても同様の見直しが行われるものとされている。

3. 過大支払利子税制の超過支払利子額の損金算入制度の延長³

対象純支払利子等に係る課税の特例（いわゆる「過大支払利子税制」）の適用により損金不算入とされた金額（以下、「超過利子額」）の損金算入制度

² 税制改正大綱 P.15、P.105 参照

³ 税制改正大綱 P.110 参照

「2023年国際紛争展望」レポート 発行のお知らせ

不確実性がニューノーマルとなった中、COVID-19が現在における経済サイクル上での紛争の牽引材料となっています。本レポートでは、世界の大企業600人以上のシニア弁護士から得た知見に基づき、こうした変化が世界の紛争情勢に与える影響を明らかにしています。ESG、サイバーセキュリティ、ポストM&A、税務及び雇用に関する主要な紛争傾向を探り、セクター・地域別の動向を分析。今後一年の備えとなれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



について、2022年4月1日から2025年3月31日までの間に開始した事業年度に係る超過利子額の繰越期間が10年（原則：7年）に延長される。

4. 子会社株式簿価減額特例における特例計算の見直し⁴

子会社株式簿価減額特例によりその有する子法人の株式等の帳簿価額から引き下げる金額の計算を行う場合に、その子法人から受ける対象配当金額のうち特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部分の金額を除外することができる特例計算について、特定支配関係発生日の属する事業年度内に受けた対象配当金額（その特定支配関係発生日後に受けるものに限る）についても、その特例計算の適用を受けることができることとされる。

この改正により、特定支配関係発生日の属する事業年度内に受けた対象配当金額（いわゆる期中配当）については、特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる限り、子会社簿価減額の対象外となる。そもそも本特例は、親子会社間の配当を用いた租税回避（配当を非課税としながら子会社株式の時価を下落させた上で譲渡し譲渡損失を認識する行為）を防止するための特例として導入されたものであるが、現制度上は支配関係発生後に得た利益についてまで、株式簿価減額の対象になるという不都合性が潜在していた。今回の税制改正大綱では、制度趣旨を鑑みた上で納税者有利となる緩和措置が施されることを意味している。

法人税関連

1. 戦略分野国内生産促進税制の創設⁵

GX、DX、経済安全保障という戦略分野を対象として、特定の物資の生産・販売量に比例して法人税額を控除する戦略分野国内生産促進税制が創設される。上記分野については、生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げ、中長期的な経済成長を牽引することが期待されるため、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠である一方、民間として事業採算性がとりにくい。そこで、集中的に国内投資を促すべく、本税制を創設するものとされている。具体的な対象物資（産業競争力基盤強化商品）は、

- 電気自動車等（蓄電池）
- グリーンスチール
- グリーンケミカル
- SAF（持続可能な航空燃料）
- 半導体

とされ、物資ごとに控除額が設定される。措置期間を通じた控除上限は、既設の建屋等を含む生産設備全体の額とされるほか、各年度の控除については、当期の法人税額の40%（半導体については当期の法人税額の20%）とする上限が設けられる。又、企業の投資の中長期的な予見可能性を高める観点から、措置期間を計画認定から10年間という極めて長期の措置とした上で、4年間（半導体は3年間）の税額控除の繰越期間が設けられる。尚、本税制の効果を高めるための措置として、その適用に当たっては、一定の賃上げ・設備投資を行っていることが要件とされる（既存のいわゆるムチ税制（租税特別措置法第42条の13第5項）より要件が加重されている）。

各物資の具体的な控除額は以下の通りである。ただし、産業競争力基盤強化商品生産用資産（以下に定義）を事業の用に供した日（以下、「供用日」）

⁴ 税制改正大綱 P.110 参照

⁵ 税制改正大綱 P.7、P.68 以下参照

「グローバル・パブリックM&A
ガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



以後7年を経過する日の翌日からその供用日以後8年を経過する日までの期間内に販売された産業競争力基盤強化商品にあっては次の金額の75%相当額とし、その供用日以後8年を経過する日の翌日からその供用日以後9年を経過する日までの期間内に販売された産業競争力基盤強化商品にあっては次の金額の50%相当額とし、その供用日以後9年を経過する日の翌日以後に販売された産業競争力基盤強化商品にあっては次の金額の25%相当額とする。

品目			控除額
			（単位：円）
半導体 1枚（直径 200mm 換算）当 たり	マイコン 半導体	テクノロジーノード28nmから45nmまで 相当のもの	1万6,000
		テクノロジーノード45nmから65nmまで 相当のもの	1万3,000
		テクノロジーノード65nmから90nmまで 相当のもの	1万1,000
		テクノロジーノード90nm以上相当のもの	7,000
	パワー 半導体	ウエハーが主としてけい素で構成されるもの	6,000
		ウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの	2万9,000
	アナログ 半導体	イメージセンサー	1万8,000
		その他	4,000
電動車 1台当 たり	軽自動車でない電気自動車及び燃料電池自動車	40万	
	上記以外	20万	
鉄鋼 1トン当たり			2万
基礎化学品 1トン当たり			5万
航空機燃料 1リットル当たり			30

この税制改正事項は、産業競争力強化法の改正を前提としている。この税制の適用対象は、青色申告書を提出する法人で、同法の改正法の施行の日から2027年3月31日までの間にされた産業競争力強化法の事業適応計画の認定に係る認定事業適応事業者⁶であるものが、その事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下、「産業競争力基盤強化商品生産用資産」）の取得等をして、国内にある事業の用に供したときにおいて、その認定の日以後10年以内（以下、「対象期間」）の日を含む各事業年度に、その産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間に販売されたものが該当する。

⁶ その事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として同法の産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行う旨の記載があるものに限る。

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネー・ロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



2. イノベーションボックス税制の創設⁷

利益の源泉となりうるイノベーションについても国際競争が進んでおり、我が国においても、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることが喫緊の課題となっている。こうした観点から、国内で自ら行う研究開発の成果として生まれた知的財産から生じる所得について、税制においてこれを優遇するイノベーションボックス税制が創設される。本税制は、所得全体から、知的財産から生じる所得を切り出して税制優遇を行うこと（いわゆる知財優遇税制）を意味しており、我が国では初めての税制となる。

具体的には、企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権について、当該知的財産の居住者若しくは内国法人（関連者⁸であるものを除く）に対する特定特許権等の譲渡又は国内外の他の者（関連者であるものを除く）に対する特定特許権等⁹の貸付け（以下、「特許権譲渡等取引」）について、次の金額のうちいずれか少ない金額の30%の所得控除が認められる。これにより、対象所得については、法人税率約7%相当の税制優遇が行われることとなる。

① その事業年度において行った特許権譲渡等取引ごとに、次のイの金額にロの金額のうち次のハの金額の占める割合を乗じた金額を合計した金額

イ その特許権譲渡等取引に係る所得の金額

ロ 当期及び前期以前（2025年4月1日以後に開始する事業年度に限る）において生じた研究開発費の額のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額

ハ 上記ロの金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

② 当期の所得の金額

本税制は2025年4月1日から2032年3月31日までの間に開始する各事業年度における特許権譲渡等取引に適用される。

他方、本税制と一部目的が重複する研究開発税制については、試験研究費が減少した場合の控除率の引下げを行うことにより、研究開発投資を増加させるインセンティブをさらに強化するための措置も講じられる。

尚、本税制の対象となる所得は、本税制の対象となる特許権又は著作権の譲渡又はライセンス料に係る所得（関連者から受領するものを除く）のみ（いわゆる外部取引）が対象となり、当該特許権や著作権を自ら使用して製造した製品の販売又は使用して提供されたサービスに係る所得（いわゆる内部取引）は対象外となっている点には留意が必要である。又、多くの企業では特許権侵害訴訟などの紛争を予防するために自己の所有する知的財産につき他社との間で無償でのクロスライセンスを行っている場合があるが、これも本税制の対象外となるものと考えられる。その意味では各企業における知的財産の使用実態（多くは内部取引がであると考えられる）からすれば、本税制の適用範囲は大きくはないと考えられる。

3. 外形標準課税の適用対象法人の拡大¹⁰

減資への対応として、現行の基準である資本金1億円超（地方税法第72条の2第1項第1号イ）は維持しつつ、外形標準課税の対象である大法人に対す

⁷ 税制改正大綱 P.8、P.70 参照

⁸ 「関連者」は、移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する。

⁹ 「特定特許権等」とは、令和6年（2024年度）4月1日以後に取得又は製作をした特許権及びAI関連技術を活用したプログラムの著作権で、一定のものをいう。

¹⁰ 税制改正大綱 P.19、P.76 参照

「弁護士・依頼者間の秘匿特権
(英語)」グローバルガイド
第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権
(英語)」グローバルガイド第4版
を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に
関する法令と実務を包括的に網羅して
います。世界情勢から紛争リスクの高
まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿
特権のルールを把握し、現地弁護士と
の秘密保持を徹底する必要がある企業
にとって、貴重なリソースとなります。
是非ご一読の上、さらに詳細をお知
りになりたいときは弊所紛争解決グ
ループまでご相談ください。

本ガイド(無料)をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



る補充的な基準が追加される。具体的には、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人の資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には外形標準課税の対象とされる。

ただし、導入初年度には特例が定められており、税制改正大綱に係る改正税法の公布日(2024年3月29日(金))が想定される)を含む事業年度の前事業年度(公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度)に外形標準課税の対象であった法人であって、当該施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準の対象とされる。つまり、下記の通り、**施行日自体は2025年4月1日とされているものの、外形標準課税が適用されていた法人について公布日以後に資本金の減少が生じ、資本金を1億円以下にしたとしても資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には外形標準課税の対象となる**ということである。

このような資本金の減少(典型的には減資手続)を行うことにより外形標準課税の対象外とする行為は、これまで巷間大企業と認識されている法人であっても行われており、メディアを中心に批判的な意見も見られたところであった。又、近年外形標準課税の対象法人が減少していることについては政府も問題視してきていたところである。ただし、そもそも「外形」という一種の形式判断に基づく制度であるため、課税庁側の実質判断に基づき恣意的な課税を行うことはできなかったという特徴がある、今回の税制改正大綱においては、かかる制度上の一種の抜け穴を塞ぐ形での改正がなされる。典型的な外形標準課税外しに対応するための改正であることから、このような場合には、下述のようなケースに認められる激変緩和措置は用意されていない。

上記の改正は、2025年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用される。

又、上記の改正に加えて、親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応としては、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものが外形標準課税の対象とされる(尚、これにより外形標準課税の対象となる法人については、激変緩和措置が設けられている。産競法認定を受けている場合の例外措置も定められている)。

上記の改正は、2026年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用される。

4. 適格現物出資の要件の見直し¹¹

内国法人が外国法人の本店等に無形資産等の移転を行う現物出資について、適格現物出資の対象から除外されることになった(法人税法第2条第12項の14柱書括弧書参照)。ここにいう「無形資産等」とは、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用权を含む)及び著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む)であって、独立の事業者の間通常の取引の条件に従って譲渡、貸付け等が行われるとした場合にその対価が支払われるべきものをいう。

従前は、日本本店から国外支店に無形資産等を移転し(同一法人内の資産の移転(内部取引))であることから課税は生じない)、1年経過後に国外子会社に対して現物出資を行う(これにより、「国内資産等の移転を行うものに準ずるもの」(法人税法第2条第12号の14、法人税法施行令第4条の3第12項)でなくなる)ことで、適格現物出資に該当していたが、改正後は適

¹¹ 税制改正大綱 P.78 参照

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となります。ペーパーマッペンジャーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チーム及び国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご覧下さい。



格現物出資に該当しないことになる。もっとも、上記の「無形資産等」の定義に基づけば、その範囲は一般的な（あるいは移転価格税制上用いられる広義の）無形資産より限定的であり、例えば、「のれん」（上記工業所有権や著作権等の法的裏付けのない「超過収益力」や組織再編時に計上される資産調整勘定、いわゆる「差額のれん」）は対象外になると考えられる。

又、現物出資により移転する資産等（国内不動産等を除く）の内外判定にも改正が加わる。現行の内外判定は、国内にある事業所に属する資産か、国外にある事業所に属する資産かどうかで判定され、具体的には法人税法基本通達1-4-12において、原則として国内にある事業所又は国外にある事業所のいずれの事業所の帳簿に記載されているかによって判定することとされていた（いわゆる帳簿記載要件）。しかし、帳簿記載要件には例外が設けられ、仮に国外事業所の帳簿に記載されていたとしても、実質的に国内にある事業所において経常的な管理がなされている資産等については、国内事業所に属するとされ、必ずしも明確な判定が容易ではなかった。改正後は、内国法人の本店等若しくは外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産等、又は内国法人の国外事業所等若しくは外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資産等のいずれに該当するかによって判定されることになり、より内外判定のルールが明確化されると考えられる。

これらの改正は、2024年10月1日以後に行われる現物出資に適用される。

5. スピンオフ税制の延長¹²

令和5年度（2023年度）税制改正で導入された認定株式分配に係る課税の特例（いわゆるスピンオフ税制）について、次の見直しを行った上、その適用期間が4年延長される。

① 主務大臣による認定事業再編計画の内容の公表時期について、その認定の日からその認定事業再編計画に記載された事業再編の実施時期の開始の日まで（現行：認定の日）とする。

② 認定株式分配が適格株式分配に該当するための要件に、その認定株式分配に係る完全子法人が主要な事業として新たな事業活動を行っていることとの要件を加える。

6. 賃上げ税制の拡充¹³

全法人向けの措置について、原則の税額控除率を10%に引き下げた上で、給与額の増加割合に応じた控除の上乗せについて、増加割合が4%以上である場合には5%の上乗せ、5%以上である場合には10%、7%以上である場合には5%と一定の強弱をつける等の改正を行った上で、その適用期間が3年延長される。

又、従来の大企業のうち、地域における賃上げと経済の好循環の担い手として期待される常時使用従業員数2,000人以下の企業については、新たに「中堅企業」と位置付けた上で、より高い賃上げを行いやすい環境を整備すべく、従来の賃上げ率の要件を維持しつつ、2024年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する各事業年度において支給する給与等についての控除率が見直される。

7. 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の延長¹⁴

¹² 税制改正大綱 P.72 参照

¹³ 税制改正大綱 P.64、P.74 参照

¹⁴ 税制改正大綱 P.82 参照

「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



欠損金の繰り戻し還付は、前年度に所得を生じており、当年度に欠損を生じた会社について一定の還付を認める制度であるが（法人税法第80条）、財源等の観点で、中小企業者以外については不適用措置が租税特別措置法第66条の12によって規定されている。同措置の適用期限を2年延長するとともに、同措置の対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置の適用期限を2年延長される。

8. 研究開発税制等の見直し¹⁵

現在、大企業については、研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定（特定税額控除規定）を適用することはできないが、常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合及び前事業年度の所得の金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合には、その適用の対象とする等の見直しが行われる。又、上記税制の適用期限が3年延長される。

さらに、制度の対象となる試験研究費の額から、内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額が除外され、一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、増減試験研究費割合が零に満たない事業年度の税額控除率が見直される。税額控除率の見直しは、2026年4月1日以後に開始する事業年度からとなるが、その他についての改正時期は明示されていない。

その他

1. プラットフォーム課税の導入¹⁶

近年急成長を遂げているデジタルサービス市場の拡大は、経済取引の成長を促進しているものの、これによるプラットフォームを介した国外事業者の国内市場への参入は、我が国の税制上、負の副作用を生じさせているともいえる。具体的には、（日本に拠点を有しない）国外事業者の納めるべき消費税の捕捉や調査・徴収上の困難性という問題である。さらに、国内経済という意味では、国内外の事業者間の競争条件の公平性という問題も引き起こしている。かかる問題に対処すべく、事業者に代わってプラットフォーム事業者に納税義務を課す、プラットフォーム課税が導入される。導入に当たっては、国内の事業者に影響が出ないように、国外事業者が提供するデジタルサービスが対象とされ、又、対象となるプラットフォーム事業者は、この対応に高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮して、一定の規模を有する事業者とされる。具体的には以下の通りである。

① 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下同じ）のうち、下記②の指定を受けたプラットフォーム事業者（以下、「特定プラットフォーム事業者」）を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなす。

② 国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において上記①の対象となるべき電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額が50億円を超える場合には、当該プラットフォーム事業者を特定プラットフォーム事業者として指定する。

③ 上記②の要件に該当する者は、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までに、その旨を国税庁長官に届け出なければならない。

④ 国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者を指定したときは、当該特定プラットフォーム事業者に対してその旨を通知するとともに、当該特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等について

¹⁵ 税制改正大綱 P.66、P.71 参照

¹⁶ 税制改正大綱 P.17、P.94 参照

インターネットを通じて速やかに公表するものとし、指定を受けた特定プラットフォーム事業者は、上記①の対象となる国外事業者に対してその旨を通知するものとする。

⑤ 特定プラットフォーム事業者は、確定申告書に上記①の対象となる金額等を記載した明細書を添付するものとする。

かかる改正は、2025年4月1日以後（すなわち改正税制の施行日から1年間の猶予期間が設けられる）に行われる電気通信利用役務の提供について適用され、特定プラットフォーム事業者の指定制度に係る事前の指定及び届出については、所要の経過措置が講じられる。

今回の税制改正大綱では、プラットフォーム事業者からは、国内事業者が除かれていないように思われ、国内事業者についても対応を検討する必要がある。又、上記②の「その課税期間における（電気通信利用役務の提供に係る）対価の額の合計額が50億円を超える場合」という基準については、例えば例年50億円前後で対象となる取引の対価が推移しているプラットフォーム事業者においては、判断の時期と納税までの所定の手続が極めて厳しいことも予想される。とはいえ、猶予期間が限定的であることを考慮すると、特定プラットフォーム事業者に該当する法人については、早急に予め該当可能性につき検討を行い、消費税申告までの対応を検討する必要がある。又、そのような特定プラットフォーム事業者になるかどうか課税期間が終わるまで予見が難しいプラットフォーム事業者については、そのプラットフォームを通じて電子通信役務を提供する国外事業者への通知が間に合わず、不要であるにもかかわらず申告を行う国外事業者が出てくることも予見される。

2. 事業者免税点制度の特例及び簡易課税制度の見直し¹⁷

プラットフォーム課税の導入と併せて、国外事業者により行われる事業者免税点制度や簡易課税制度を利用した租税回避等を防止するため、以下の通りの見直しが行われる。いずれも2024年10月1日以後に開始する課税期間から適用される。

事業者免税点制度の特例について

① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、課税売上高に代わり適用可能とされている給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外される（消費税法第9条の2参照）。

② 資本金1,000万円以上の新設法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業の開始時に本特例の適用の判定が行われる（同法第12条の2参照）。

③ 資本金1,000万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、本特例の対象となる特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合のその法人が加えられるほか、上記②と同様の措置が講じられる（同法第12条の3参照）。

簡易課税制度について

- その課税期間の初日において所得税法又は法人税法上の恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととされる。又、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用についても同様とする（同法第37条参照）。

¹⁷ 税制改正大綱 P.17、P.94 以下参照

これらの措置は、そもそも国内の小規模事業者を想定した措置であり、国外事業者に対しては必ずしも馴染まないものであったことは事実である。今回の税制改正大綱により、この点の整備が行われることになる。

3. 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用除外について¹⁸

一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用が認めないこととされる。

かかる改正は、2024年10月1日以後に開始する課税期間から適用される。

4. スtockオプション税制の見直し¹⁹

現行のストックオプション税制では、従業員等に付与されるストックオプションが適格ストックオプションとして扱われる要件が多数定められている。権利行使価額の限度額については1,200万円とされている租税特別措置法第29条の2第1項第2号)が、以下の通り引き上げられる。

- 設立の日以降の期間が5年未満の株式会社が付与する新株予約権：2,400万円
- 設立の日以後の期間が5年以上20年未満である株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社又は金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社のうち上場の当日以降の期間が5年未満であるもの：3,600万円

又、社外高度人材への適格ストックオプション付与の要件（同条第1項柱書、中小企業等経営強化法第2条柱書、同法施行規則第4条各号）についても以下の通り緩和される。

- 「3年以上の実務経験があること」との要件を、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社の役員については、「1年以上の実務経験があること」とし、国家資格を有する者、博士の学位を有する者及び高度専門職の在留資格をもって在留しているものについては廃止
- 社外高度人材の範囲に、「金融商品取引所上場されている株式等の発行者である会社の重要な使用人として、1年以上の実務経験がある者」等を加え、拡充

ストックオプション税制における権利行使価額の限度額1,200万円基準については、近年活況な株式市場の相場観からすると金額が低すぎるという問題が指摘されていたところである。又、社外高度人材への適格ストックオプションの要件については対象となる者の要件や認定手続が厳しすぎて、利用実績がほとんどないという報道も見られ、要件の緩和が望まれていたところであった。経済産業省の令和6年度（2024年度）税制改正要望では、認定手続の緩和も求められていたが、今回の税制改正大綱では、まずは対象となる者の緩和が行われることになる。

尚、これらの改正時期は明示されていない。

以上

[最初のページに戻る](#)

¹⁸ 税制改正大綱 P.100 参照

¹⁹ 税制改正大綱 P.31 以下参照

2. アジア

中国

外国関連訴訟における新規則

2023年9月1日、中国全国人民代表大会の常任委員会は、2021年民事訴訟法の改正（以下、「改正法」）を発表した。2024年1月1日から施行される。本改正により、外国関連紛争に対する中国裁判所の管轄権、並行訴訟手続、訴状送達、仲裁判断国、外国判決の承認と執行等、外国関連訴訟に関する大幅な変更が行われる。

1. 中国裁判所の管轄権の拡大

- 紛争の範囲の拡大。2024年版民事訴訟法では、被告が中国に住所を有しない事案について、当該紛争が契約的性質を有する場合又は財産権利に関連する場合に限らず、身分関係訴訟を除く外国関連のすべての紛争を扱うことが可能となった。
- 管轄権の関連性要件の緩和。法律上明記された一定の中国との関連性要件を立証できない場合でも、当該外国関連紛争がその他の中国との適切な関連性がある場合、中国の裁判所は当該紛争について管轄権を行使できるとのキャッチオール規定が導入された。
- 契約における中国裁判所の自由な選択。中国との実際の関連性がなくても、改正法では合意により当事者が自由に中国裁判所を選択できる。
- 専属管轄権の拡大。中国裁判所が専属管轄権を有する場合について2つの類型が追加された。

2. 並行訴訟手続に関する明確なガイダンス

中国裁判所は外国の裁判所で進行中の紛争に対しても管轄権を有する。改正法では、訴訟が中国裁判所の認める判決や裁定に反するものである場合、中国裁判所は管轄権の行使を拒否することとなる。その他、中国国内での並行訴訟手続が中断される条件や再開される条件について、具体的な規定を制定した。

3. 仲裁判断国

旧法下では外国仲裁機関が中国国内で行った仲裁判断の扱いが不明確であり、ニューヨーク条約に基づく強制執行ができるか明確ではなかった。改正法では仲裁地を中国として行われた外国仲裁機関による仲裁判断は中国国内で下された判断と整理され、ニューヨーク条約ではなく、中国法に基づいて執行可能であることが明確化された。

4. 外国判決の承認と執行

外国判決の承認と執行を拒否する事由が拡充された。例えば、被告に適切に喚問手続がされなかった場合や判決が詐欺により取得された場合等がある。

5. 外国国家の免除

「外国国家の免除に関する法」の公布に伴い、外国国家に対する中国の免除について従来の「絶対的」免責の原則ではなく、「制限的」アプローチが採用された。これにより一定の場合、外国国家は中国の訴訟や強制執行から免除されないこととなる。

[最初のページに戻る](#)

タイ

データ越境移転に関する新法草案

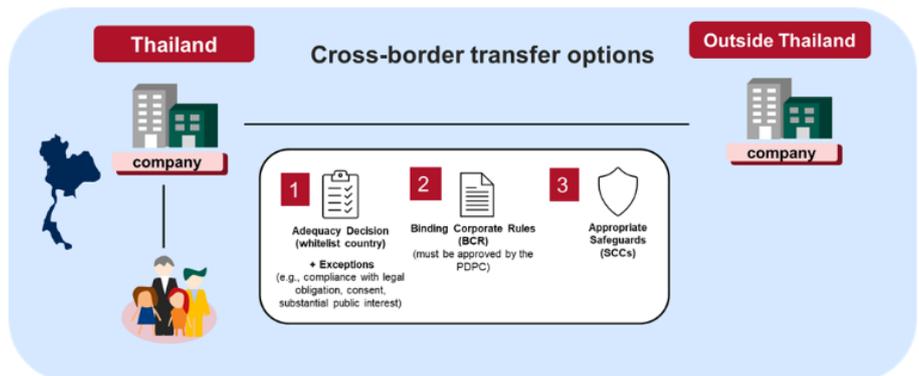
概要

2023年10月27日、タイの個人データ保護委員会（PDPC）は、個人データの越境移転に関する2つの新しい下位規則案を、意見公募のために公表した。これら2つの規則案である（1）ホワイトリスト通達案、並びに（2）拘束的企業準則（BCR）及び適切な保護措置に関する通達案は、拘束力ある法律として発効されることにより、個人データ保護法 B.E. 2562（PDPA）に基づき、タイ国外に合法的に個人データを移転するために利用可能な選択肢を拡大する役割を果たすこととなる。

2023年11月10日まで、利害関係者に対する意見公募が行われた。各企業はどの越境移転の選択肢が適切か、特に既存の BCR や適切な保護措置（標準契約条項（SCC）等）が既に締結されている場合、これらの遵守について見直す必要があった。

詳細

PDPA では、越境移転には、①ホワイトリスト国、②拘束的企業準則（BCR）、及び、③適切な保護措置（標準契約条項（SCC）等）の主に3つの選択肢が挙げられている。



2022年9月、PDPCは適切な保護措置に関する通達案の旧版（以下、「2022年草案」）を公表し、パブリックコメントを募集した。PDPCは、その1年後、再度パブリックコメントを募集するため、データ移転に関する以下の新しい下位規則案を改訂し、公表した。

- 個人データ保護法 B.E. 2562 (2019) B.E. . . . 第 28 条に基づく外国に送信又は移転される個人データの保護基準に関する個人データ保護委員会の通知（草案）（以下、「ホワイトリスト通達案」）
- 個人データ保護法 B.E. 2562 (2019) B.E. . . . 第 29 条に基づく外国に送信又は移転される個人データの保護基準に関する個人データ保護委員会の通知（草案）（以下、「BCR 及び適切な保護措置に関する通達案」）

以下、各新規則案の重要なポイントの概要である。

越境移転通達案

1. Adequacy Decision (Whitelisted country)

- Set out the criteria to designate whitelisted countries

2. Binding Corporate Rules (BCR)

- An agreement policy mutually agreed among the same group of affiliated undertakings or businesses
- The specified minimum standards shall be met
- Certified by the Office of the PDPC

3. Appropriate Safeguards (e.g., SCCs)

- An appropriate safeguard for personal data protection that enables enforcement of the rights of the data subjects, including effective legal remedial measures
- The specified **minimum standards and substantial requirements** (Clauses) shall be met
- Support **ASEAN Model Clauses and EU SCCs**



1. 十分性認定

ホワイトリスト通達案は、PDPCの十分性認定に関するものであり、第三国又は国際機関を「適切な」移転先国又は国際機関として承認する前にPDPCが考慮すべき基準を定めている。このような判断にあたっては、PDPCは、同等のデータ保護法やデータ保護監督当局の存在など、一定の要素を考慮しなければならない。データ管理者は、PDPC当局に十分性評価の対象国を提案することができる。

2. 拘束的企業準則（BCR）

BCR及び適切な保護措置に関する通達案は、2022年草案と同じ概念を反映している。主な相違点は、新規則案では、拘束的企業準則をPDPC当局に提出し、承認を得るための手続が明示されていることであり（旧草案では明示されていなかった）、規則の承認基準にも若干の変更が加えられている。

しかし、企業は、既存のBCRを再検討し、さらなる改訂が必要かどうかを判断するため、以下で説明するとおり、個人データの越境移転の定義を慎重に検討すべきである。

3. 適切な保護措置（SCC等）

主な相違点は、以下のとおりである。

- **条項数の削減**：2022年草案のSCCには、EUのSCCに見られるような条項（例：現地法及び実務条項、データ輸出者の移転の一時停止又は解除の権利）がいくつか含まれていたが、新草案ではそれらの条項のほとんどが削除された。この結果、2022年草案と比較すると、移転契約に含まれる条項は少なくなるが、既に契約が締結されている場合、企業によるSCCの改訂が必ずしも不要となるわけではない。というのも、新法草案にはEUのSCCから逸脱している条項がまだいくつかあるためである。

- **ASEANモデル条項とEUのSCC**：2022年草案では、特にタイ以外のSCCは言及されていなかった。しかし、新法草案では、PDPAにおいて適切な保護措置として認められているASEANモデル契約条項とEUのSCCが明記された。これらの条項の修正は、特定の場合にのみ許される。

このような状況にもかかわらず、これらの保護措置がタイでどのように適切に実施されるかは未だ不透明である。タイのPDPA規制当局とタイ以外の規制当局との間で法的解釈に違いがあることから、ローライゼーションが必要になると考えられる。

- **PDPC当局への遵守証明不要**：2022年草案では、管理者／処理者は、講じた措置がSCCを遵守していることを証明し、その措置をPDPC当

局にも提出することが義務付けられていたが、新法草案ではこの要件が削除された。

• 「個人データの移転」の定義：BCR 及び適切な保護措置に関する通達案では、どのような行為が個人データの移転にあたるかが線引きされ、一例としてクラウドサービスが挙げられている。当該判断における新たな重要な基準は、「第三者のアクセス禁止」の原則と呼ばれるものである。すなわち、第三者が個人データにアクセスできないようなタイ国外でのデータ転送やデータ保管は、個人データの移転の定義から除外されることとなった。そもそも移転がなければ越境移転の要件遵守も不要となるため、この点は重要となる。

例えば、データ管理者がタイ国外のデータセンターに個人データを保管し、当該管理者以外の第三者が当該データにアクセスできない場合、これは PDPA におけるデータ移転にはあたらない。もっとも、定義の修正により、越境移転とみなされる場合は拡大されているため、各企業は越境行為や関連する契約を見直し、追加措置や契約改訂が必要かどうか判断しなければならない。

意見公募は、2023 年 10 月 27 日から同年 11 月 10 日にかけて行われた。これら 2 つの法律草案（タイ語原文）は、現在、タイ国法ポータルで閲覧可能である。

繰り返しになるが、PDPC は、EU のデータ保護当局など、他の国や地域が採用しているものと異なる解釈を採用していることを強調しておきたい。したがって、事業者は、さらなる対応（タイ法の要件を満たすための既存の SCC のローカライゼーション等）が必要かどうかの検討も含め、どの越境移転の選択肢が自社特有の状況に適しているかを再検討する必要性が生じる可能性がある。すでに BCR や SCC を導入している企業は、改めて法遵守を見直されたい。

英文リンク及び執筆者：

Thailand: New draft laws on cross-border data transfer – Now open for public consultation

Pattaraphan Paiboon, Kritiyanee Buranatrevedhya, Nont Horayangura, Abe Sun, Aue-angkul Santirongyuth

[最初のページに戻る](#)

3. ESG / Sustainability

米国

不当差別請求に関する一定の使用者保護条項を含む免責合意の強制執行を否定するニューヨーク州法改正

ニューヨーク州のキャシー・ホークル知事は、2023 年 11 月 17 日、不当差別請求に関する免責合意（release agreement）に一定の使用者保護条項を定めることを制限するため、ニューヨーク州一般債務法（General Obligations Law）§5-336 の改正法案へ署名し、当該改正は即日発効した。

上記改正法では、不当差別（差別的なハラスメント行為や報復行為を含む）に関する労働者（独立契約者も含まれ得る）からの請求に関する労使間の免責合意において、①労働者による秘密保持条項への違反に関する損害賠償の予定、②労働者による秘密保持条項への違反時には契約上の対価の全部若しくは一部を放棄することを求める条項、又は③労働者に対して不当差別を受けていない旨の言明等を求める条項のいずれかが含まれる場合、当該免責合意の強制執行力は認められないとする。

また、秘密保持条項を含む免責合意をする場合の労働者側の 21 日間の検討期間の放棄を認める旨の改正も行われた（ただし、ニューヨーク州民事訴訟法・規則（New York Civil Practice Law & Rule）§5003-b における同様の検討期間については廃止されていない）。

今回の改正により、ニューヨーク州では、労働者の不当差別請求に関して使用者が和解金の支払いと引き換えに使用者を免責する旨を定める和解契約において上記①乃至③のような使用者保護条項が含まれる場合、和解金支払義務は効力を有するが免責合意は強制執行力がないという事態が生じ得ることとなったため、今後、ニューヨーク州で不当差別請求へ対応する際には留意が必要である。

[最初のページに戻る](#)

EU

森林破壊防止のための新たなデューデリジェンス規則

概要

EU の森林破壊防止のためのデューデリジェンス義務化に関する規則（2023/1115/EU）が発効し、大企業には 2024 年 12 月 30 日から、小規模企業は 2025 年 6 月 30 日から同規則が適用されることになった。同規則は、対象商品を取り扱う企業に対し、牛、ココア、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆、木材など幅広い商品の出所について、それらが森林破壊によって開発された農地で生産されていないことを確認するためのデューデリジェンスを実施することを義務付ける。

背景

同規制は、欧州グリーン・ディール構想の一環であり、EU 市場で購入される製品が世界の森林減少や森林劣化に寄与していないことを EU の消費者に保証することを目的としている。同規制の原動力は、現在の森林減少と劣化の速度である。EU の資料によれば、1990 年から 2020 年までに、世界で 4 億 2,000 万ヘクタールの森林が失われ、EU の消費はその 10% を引き起こしていると推定されている。

規則の範囲

同規制は、木材及び特定の種類の木材製品に適用される EU 木材規則（995/2010/EU）によって創設された既存のデューデリジェンス制度を廃止し、企業に新たなデューデリジェンス義務を課すものである。同規則は木材に限定されず、牛肉、ココア、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆など、森林破壊に関連する他の商品も広く規制の対象としている。また、牛肉、皮革、チョコレート、家具、印刷紙、パーム油ベースの製品など多くの派生製品にも適用が拡大されており、対象製品のリストは同規則の付属書 1 で確認することができる。

EU 市場で関連製品を販売（又は輸出）する事業者又は貿易業者は、製品が「森林破壊を伴わない」ことを保証することが求められる。事業者とは、関連製品を EU 市場に出す（商業活動の過程での使用を含む）、又は輸出する事業者と定義される。貿易業者とは、サプライチェーンの中で、事業者以外の、関連製品を EU 市場で入手可能にする事業体である（この場合も、商業活動の過程での使用を含む）。尚、中小企業の取引業者は、デューデリジェンスの実施義務ではなく、記録保持義務の対象となる。

デューデリジェンス要件

企業は、対象となる製品が「森林破壊を伴わない」ものであるかどうかを確認するためのデューデリジェンスを実施する必要がある。これは、2020年12月31日以降に森林破壊が行われたことのない土地で生産されたものであること、又は原生林や自然林が植林地に転換されたことのない土地で生産されたものであることを確認することを意味する。さらに、製品は生産国で施行されているすべての適用法及び関連法を遵守して生産されなければならない。

事業者は、関連商品が生産されたすべての土地の具体的な地理的位置を特定するデューデリジェンス宣言書を作成し、同規則適用開始に向けて創設される「情報システム」を通じて提出することが求められる。これにより企業は川上のサプライヤーが作成したデューデリジェンス宣言書を参照できるようになる。

デューデリジェンスの実施レベルは、ベンチマークシステムに基づいており、森林減少と森林劣化のリスクレベルが高いと判断された国と低いと判断された国とでは、要求されるデューデリジェンスのレベルが異なることになる。欧州委員会は、2024年12月30日までに「高・標準・低リスク国」のリストを定める。

罰則

罰則は加盟国レベルで設定され、同規則に違反した場合、製品は没収され、EU市場へのアクセスから除外される可能性がある。罰金を科すことも可能で、最高罰金額はEU域内の年間総売上高の少なくとも4%に相当する。

ビジネスへの影響

同規制の影響を受けるのは、主にEU市場に関連製品を供給、又は輸出する企業であり、小売、食品・飲料、アパレル、自動車、ライフサイエンス、バイオ燃料、塗料・コーティング、化粧品などが主な業種となる。

同規則を遵守するため、企業は情報収集、リスク評価、リスク軽減策を含むデューデリジェンス・プロセスを確実に実施する必要がある。又、事業者は、すべての出荷に関して署名入りのデューデリジェンス宣言書を作成し、情報システムに提出できるよう、適切なプロセスを導入する必要がある。

英国では、環境法2021の下で「森林リスク商品」制度を採用し、森林減少への対応に取り組んでいる。EU規則と同様、同法は違法な森林伐採に関連する特定の商品を禁止し、企業に確実なデューデリジェンスを義務付けることで、森林伐採の抑止に取り組み、森林を保護することを目的としている。しかし、これらの要件を英国で実施するためには二次法を採択する必要がある。

本規制に関する最近のウェビナー（録画）を参照いただきたい。

[Deforestation Regulation webinar - Zoom](#)

[最初のページに戻る](#)

編集後記



コーポレート記事担当の**高田**です。

2023年の兎年は跳ねるように過ぎ、2024年の辰の顔がもうすぐそこに覗いています。

今年も予期しなかった深刻な地域紛争の勃発、コンプライアンスやサイバーセキュリティに関するリスクへの再注目などにより、コーポレート法務部門は引き続き忙しい1年を過ごされたのではないかと思います。

2023年は後半にかけて、日本企業による事業再編や海外事業への投資の動きが加速してきました。2024年も引き続きこれらに注目していきます。



コーポレート記事担当の**遠藤**です。

2023年は新しい試みとして、グローバルグループ再編に関する連載記事を企画しました。本ニュースレターを通じ、日本企業の皆様の世界での挑戦を少しでもサポートできるよう、来年もクリエイティブに取り組んでまいります。



税務記事を担当している**岡**です。

2024年はグローバルミニマムタックスが各国で導入されるとともに、租税条約の恩典を制限し得る Subject to tax rule (STTR)の署名、批准が行われる可能性があり、税務実務が大きく変化するのではないかと思います。2024年もタイムリーに最新情報をお伝えしたいと思います。



税務記事担当の**大島**です。

最近長男がドッチボールにドハマりしており、一緒に家で汗を流す日々が増えました。大谷君の真似をしながら投げるわが子の球を受けながら、日々の成長を感じることができました。

2024年も仕事と家事育児の二刀流を目指しながら、グローバルタックスの最新動向をお届けできればと考えております。

読者の皆様にとって充実した年となりますことを願っております。



税務記事担当の**川崎**です。

昨年末に、全都道府県踏破まであと2県（青森県、宮崎県）としたものの、結局宮崎県が残ってしまいました。

宮崎県は10月に生まれた息子がもう少し大きくなったら一緒に行こうかなと思います。子供を連れていける美味しい店を探さねば。。。

今年一番の衝撃は、青森の空港で食べた「カレー牛乳味噌ラーメン」でした。名前のインパクトで怯みますが、これがなかなか。青森にお立ち寄りの際は是非ご賞味ください。

2024年も読者の皆様にとってより良い年になりますようお祈り申し上げます。



ESG記事を担当いたしました**松丸**です。

脱炭素の実現に向けて再生可能エネルギー関連の記事や案件が多くみられた1年でした。

皆様の業務の一助となれるよう、来年も世界各国の動向をお届けしてまいります。

2024年が皆様にとって健やかで充実した年となりますようお祈りしております。



ESG記事担当の**鈴木**です。

EUにおけるコーポレートサステナビリティ・デューデリジェンス・森林減少防止デューデリジェンスの義務化や炭素国境調整メカニズムの実施に向けた動きが加速する等、2023年もESGに関する法制度について大きな進展があった年となりました。他方で、私個人としては、昨年の編集後記でも触れたサステナブルボディーへの道は険しく、パーソナルトレーニング課金を続けつつも脂肪はオフセットされず、体重削減目標は全く果たされませんでした。

来年も、皆様のサステナビリティ・ESG対応にとって参考となるような各国の法令アップデートをお届けしてまいりたいと思います。

良い2024年をお迎えください。



ESG記事担当の**山崎**です。

本 Corporate & Tax Global Update (通称 CTGU) に ESG / Sustainability のコーナーが設けられてから約2年が経ちました。

EUを筆頭に諸外国では脱炭素、カーボンゼロに向けた法整備が着々と進む中、日本では現在も企業の自主的取組に委ねるソフトローによる政策が中心となっており、今月開催されたCOP28では、気候変動対策に後ろ向きな国に贈られる不名誉な賞「化石賞」を4回連続で受賞してしまいました。海外との格差は開いているばかりですが、そのような中、法律事務所として何ができるのかを考えさせられる1年となりました。

日本の2050年カーボンゼロ達成はやはり皆様企業の方々の取組・活動に大きくかかってくると存じますので、そのような取組を陰ながらサポートさせていただくことが我々の使命と思い、来年からも引き続き本CTGU(将来はCorporate, Tax & ESG Global Update (通称 CTEGU)になるかもしれません)(笑)を通じて、国内外の注目すべきニュースをご紹介させていただければと思っております。